

## 千葉県飲酒運転根絶条例が改正されました。

(令和5年6月28日施行)

### ●事業者の役割等

- すべての事業者について、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- 従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導等に努める。
- 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

### 改正後(追加された内容)

**従業員が通勤中に飲酒運転で検挙された場合**  
勤務先に違反した事実を通知  
通知を受けた事業者は、アルコールチェックや教育・指導等を実施しなければならない。

### 飲食店営業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 利用客の飲酒運転を防止するため、交通手段の確認等の措置に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。

**酒類を提供し、その客が飲酒運転で検挙された場合**  
飲食店営業者に違反した事実を通知  
通知を受けた飲食店営業者は、飲酒運転防止措置を講じなければならない。  
県からの飲酒運転防止措置に関する指示に従わないとき、店名等の公表、指示書の店内掲示命令  
指示書を掲示しない場合、5万円以下の過料

## 「ハンドルキーパー」を決めましょう

「ハンドルキーパー」とは、車で飲食店などに行き飲酒をする時に、飲酒をしないで、他の仲間を自宅や駅まで送る人のことをいいます。

「ハンドルキーパー」や運転代行などを活用し、飲酒運転を根絶しましょう。



## 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)のルールが施行されました。(令和5年7月1日から)

- 16歳未満の者の運転は禁止
- 飲酒運転の禁止
- 原則として車道の左側を通行など

詳細はこちら→



【警察庁ウェブサイト】



## 令和5年 夏の交通安全運動実施要綱

### 運動名

令和5年 夏の交通安全運動



### 期間

7月10日(月)から7月19日(水)までの10日間

### 目的

夏休みを迎えるこの時期は、暑さや解放感による安全意識・集中力の低下や、交通の流れの変化などから、重大交通事故の発生が懸念されます。

そこで、運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開して、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

### スローガン

～ペだるこぐ ぼくのあいぼう へるめっと～

### 運動重点

- 1 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 2 飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶
- 3 こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

# 運 動 重 点

## 1 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、「自転車は車両」です。道路交通法が改正され、本年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。交通ルールとマナーを守り、安全に自転車を利用しましょう。

### 【 推進事項 】

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進
- 自転車損害賠償保険への加入促進
- 「ちばサイクルール」の周知・啓発
- ヘルメット置き場の設置の促進

☆ あなたとみんなの命を守る「ちばサイクルール」 ☆

【自転車に乗る前のルール】 【自転車に乗るときのルール】

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 自転車保険に入ろう  | ① 車道の左側を走ろう    |
| ② 点検整備をしよう   | ② 歩いている人を優先しよう |
| ③ 反射器材を付けよう  | ③ ながら運転はやめよう   |
| ④ ヘルメットをかぶろう | ④ 交差点では安全確認しよう |
| ⑤ 飲酒運転はやめよう  | ⑤ 夕方からライトをつけよう |



## 2 飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶

千葉県飲酒運転根絶条例が改正され、事業者及び飲食店営業者に対する措置が追加されました。(本年6月28日施行)

飲酒運転、速度超過、信号無視などは、重大事故に直結する悪質・危険な行為であり、一日も早く根絶しなければならない犯罪です。全ての運転者には、車を安全に運転する責任があります。自己流に染まることなく、交通ルールを遵守して、「周りに優しい運転」を心掛けましょう。

### 【 推進事項 】

- 「飲酒運転は、絶対しない・させない・許さない」という規範意識の醸成
- 飲酒運転及び周辺者三罪（同乗、車両提供、酒類提供）の取締り強化
- 「ハンドルキーパー運動」の普及と運転代行の活用促進
- 飲酒運転根絶宣言や従業員のアルコールチェックなど事業者や飲食店による取り組みの促進と飲酒運転根絶協議会に対する支援
- 速度超過や信号無視などの悪質危険な運転者に対する取締り強化

## 3 こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保

夏休み期間中の子供や、交通事故の被害者となることが多い高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場等を中心に地域全体で子供や高齢者に対する保護意識を醸成することにより、交通事故を防止しましょう。

### 【 推進事項 】

- 「ゼブラ・ストップ活動」の推進  
(前方確認、ブレーキ操作、3・ライトの徹底、確実なストップ)
- 「3 (サン)・ライト運動の推進 (日没時間：午後6時54分頃)  
(早めのライト点灯と小まめな切替え、反射材活用、右からの横断に注意)
- 急な飛び出しなどの交通事故に直結する行動を防止するため、子供とその保護者に対する交通安全教育の推進
- 歩行者による横断意思の明示、横断時の確実な安全確認の推奨
- 高齢者に対する参加、体験、実践型の安全教育の推進
- 通学路や生活道路における見守り活動、交通安全施設の点検確認の推進
- 「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進

## 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

昨年中の自動車乗車中の死者44人のうち、シートベルトを着用していなかった方は、21人でした。交通事故発生時の被害を大幅に軽減してくれるシートベルト・チャイルドシートを正しく使用しましょう。

### 【 推進事項 】

- 全ての座席のシートベルト着用の徹底とシートベルト着用義務の周知
- シートベルト・チャイルドシート着用の有効性と被害軽減効果を理解させる交通安全教育の推進